

第64回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月23日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）

開催場所

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル2階「有明」
※開催場所が昨年と異なります。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

目次

第64回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	16
連結計算書類	32
計算書類	34
監査報告	36

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。

<https://p.sokai.jp/9742/>



証券コード 9742
(発信日) 2026年5月29日
(電子提供措置の開始日) 2026年5月21日

株主の皆様へ

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号
株式会社アイネス
代表取締役社長 服部 修治

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しておりますので、お手数ながらいずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト
株主総会ページ

<https://www.ines.co.jp/ir/meeting.html>



東証ウェブサイト
東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東証ウェブサイトでは、銘柄名（会社名）「アイネス」または証券コード「9742」にて検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択して、ご確認ください。

株主の皆様におかれましては、後記の議決権行使についてのご案内をご確認いただき、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2026年6月23日(火曜日)午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル2階「有明」
東京メトロ半蔵門線「水天宮前」駅に直結(4番出口)
<https://www.rph.co.jp/about/access/>
開催場所が昨年と異なります。



3. 目的事項
報告事項

- (1) 第64期(自2025年4月1日至2026年3月31日)
事業報告、連結計算書類ならびに
会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果の報告の件
(2) 第64期(自2025年4月1日至2026年3月31日)
計算書類の報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)7名選任の件

以上

◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、
書面交付請求をいただいた株主様に対してご送付する書面には記載しておりません。

[事業報告] 業務の適正を確保するための体制および運用状況

[連結計算書類] 連結株主資本等変動計算書

連結注記表

[計算書類] 株主資本等変動計算書

個別注記表

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに修正内容を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

以下のいずれかの方法により、議決権をご行使ください。

1. インターネットによる議決権行使

行使期限 2026年6月22日（月曜日）17:00入力完了分まで

以下のいずれかの方法で議決権行使サイトへアクセスしてください。

(1) QRコードを読み取る方法

議決権行使書に記載のQRコードを読み込んでください。

(2) ログインID・パスワードを入力する方法

下記URLにアクセスし、議決権行使書に記載のログインIDとパスワードを入力してください。

<https://evote.tr.mufg.jp/>

以降は画面の案内に従い賛否をご入力ください。

なお、インターネットで複数回、議決権行使をされた場合、最後に行われたものを有効とさせていただきます。

お問い合わせ先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
TEL：0120-173-027（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

2. 書面の郵送による議決権行使

行使期限 2026年6月22日（月曜日）17:00到着分まで

同封の議決権行使書に賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

なお、議案の賛否のご表示がない場合は「賛成」の意思表示があったものとさせていただきます。

3. 当日ご出席による議決権行使

開催日時 2026年6月23日（火曜日）10:00（受付開始9:30）

同封の議決権行使書を会場受付へご提出ください。

代理人によるご出席の場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人とし、代理権を証明する委任状等の書面のご提出を必要といたします。

※当日ご出席される場合、インターネットまたは書面の郵送によるお手続きは不要です。

※インターネットまたは書面の郵送の両方で議決権行使をされた場合、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

ライブ配信についてのご案内

1. ライブ配信について

株主総会会場に来場されなくとも、株主総会の模様をご視聴いただけるようインターネットによるライブ配信を行います。

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログインしてご視聴ください。

なお、本ライブ配信では議決権の行使や質問等を行うことはできません。事前の議決権行使をお願いいたします。

配信日時：2026年6月23日（火曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

【ご留意事項】

- ・ご使用の機器、通信環境の状況により、ご視聴いただけない場合がございます。
- ・ライブ配信映像や音声データの保存、SNS等での投稿等をご遠慮ください。
- ・当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに可能な限り配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。
- ・何らかの事情によりライブ配信を中止とする場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- ・ご視聴いただくための通信料金等は、株主様のご負担となります。

2. 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のご利用方法

下記いずれかの方法でアクセスしてください。

(1) QRコードを読み取る方法

議決権行使書裏面に記載のQRコードを読み込んでください。

(2) ログインID・パスワードを入力する方法

①下記URLにアクセスし、議決権行使書裏面に記載のログインIDとパスワードを入力してください。

議決権行使サイトで使用するパスワードとは異なりますのでご注意ください。

<https://engagement-portal.tr.mufig.jp/>

②利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。

③「ログイン」ボタンをクリックしてください。

お問い合わせ先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL：0120-676-808（通話料無料）

受付時間 土日祝日等を除く平日9:00～17:00、ただし、株主総会当日は9:00～株主総会終了まで

招集ご通知の主要なコンテンツが、
スマートフォン・パソコンでご覧いただけます。



当社では、スマートフォン等で招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使がより簡単に行えるサービスを導入しております。

下記のURL又はQRコードによりアクセスいただきご覧ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

<https://p.sokai.jp/9742/>



株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

株主の皆様への当期末の配当につきましては、当期の業績動向を踏まえ、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額 520,317,475 円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月24日

なお、2025年12月5日に、中間配当として1株につき金25円をお支払いいたしておりますので、当期の配当は、年額で金50円となります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から、本議案の候補者についてはその決定プロセスを確認の上、特段の指摘すべき点はないとの報告を受けております。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位および担当	属性	2025年度取締役会出席状況
1	服部 修治 <small>はっとり しゅうじ</small>	代表取締役社長	再任	12回/12回（100%）
2	沼崎 聡 <small>ぬまざき さとし</small>	常務執行役員	新任	—
3	村上 嘉奈子 <small>むらかみ かなこ</small>	社外取締役	再任 社外 独立役員	12回/12回（100%）
4	佐藤 信行 <small>さとう のぶみき</small>	社外取締役	再任 社外 独立役員	12回/12回（100%）
5	森崎 孝 <small>もりさき たかし</small>	社外取締役	再任 社外 独立役員	12回/12回（100%）
6	尾澤 重知 <small>おざわ しげと</small>	社外取締役	再任 社外 独立役員	10回/10回（100%）
7	筒井 さち子 <small>つつい さちこ</small>	社外取締役	再任 社外 独立役員	10回/10回（100%）



所有する当社株式数

14,541株

取締役在任期間

(本総会終結時) 3年

取締役会出席状況

12/12回 (100%)

候補者番号

1

はつとり しゅうじ
服部 修治

(1965年8月16日生)

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1988年4月 当社入社
2006年10月 当社 名古屋支社長
2012年4月 当社営業統括本部 公共営業本部長
2013年10月 当社運用サービス事業部 第一運用サービス本部長
2017年4月 当社事業戦略本部 担当本部長
2019年4月 当社執行役員 公共ソリューション本部 副本部長
2021年4月 当社常務執行役員
2023年6月 当社取締役常務執行役員
2024年4月 当社代表取締役社長 (現任)

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

候補者は、当社入社以来長きにわたり公共分野、システム運用分野および事業企画等各事業の責任者を歴任し、当社の事業全般に精通しており、2023年度からは取締役常務執行役員として、2024年度からは代表取締役社長として当社およびグループ経営に多大な貢献をしております。今後の当社グループの経営においても、その豊富な業務経験と広範な見識をもって、自治体システム標準化対応、新規事業の構築およびアライアンス事業の推進を牽引・主導し、業績ひいては企業価値の向上を果たすものと期待できることから、引き続き取締役としてご選任をお願いするものであります。



所有する当社株式数

2,412株

候補者番号

2

ぬまざき さとし
沼崎 聡

(1974年6月29日生)

新任

【略歴、当社における地位および担当】

2010年11月 当社 入社
2021年4月 当社コーポレートスタッフ本部 人事部長
2022年4月 当社コーポレートスタッフ本部 副本部長
2024年4月 当社執行役員 コーポレートスタッフ本部長
2026年5月 当社常務執行役員（現任）

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

候補者は、当社の公共分野における豊富な現場経験に加え、人事部およびコーポレートスタッフ本部の責任者を歴任し、事業部門と管理部門の双方における幅広い知見と実績を有しております。これまでの経験を活かし、当社グループの持続的成長に向けた経営基盤の強化を推進するとともに、事業戦略、財務・資本戦略および人事戦略に高い専門性を発揮することが期待されます。客観的かつ多角的な視点から経営の監督機能を担い、当社グループの企業価値向上に寄与できるものと判断し、新たに取締役としてご選任をお願いするものであります。



所有する当社株式数

0株

社外取締役在任期間

(本総会最終時) 4年

取締役会出席状況

12/12回 (100%)

候補者番号

3

むらかみ かなこ
村上 嘉奈子

(1978年3月13日生)

(戸籍上の氏名：佐藤 嘉奈子)

再任

社外

独立役員

【略歴、当社における地位および担当】

- 2001年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会)(現在)
のぞみ総合法律事務所入所
- 2012年11月 東京都生活衛生審議会委員
- 2020年6月 新生信託銀行株式会社(現 SBI 新生信託銀行株式会社) 社外監査役
(現任)
- 2021年4月 のぞみ総合法律事務所パートナー(現任)
- 2022年4月 第二東京弁護士会常議員
- 2022年6月 当社社外取締役(現任)
- 2023年4月 日本弁護士連合会常務理事
- 2025年11月 株式会社コシダカホールディングス 社外取締役(監査等委員)(現任)

【重要な兼職の状況】

のぞみ総合法律事務所パートナー
SBI 新生信託銀行株式会社 社外監査役
株式会社コシダカホールディングス 社外取締役(監査等委員)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、弁護士として企業のリスク管理、コンプライアンス等の業務に携わっており、他社の社外監査役等の立場から企業経営に対する監督を行っております。当社においては、2022年度から社外取締役として、これまでの経歴を通じて培われた専門的見識に基づき、当社および当社グループの経営の適切な監督を行っております。今後も当社および当社グループのコンプライアンスの維持およびガバナンスの高度化に向けた適切な監督を行なうと期待し、引き続き社外取締役としてご選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

候補者の各兼職先と当社との間には、取引関係はなく、独立性は十分に確保されるものと判断しております。



所有する当社株式数

0株

社外取締役在任期間

(本総会終結時) 4年

取締役会出席状況

12/12回 (100%)

候補者番号

4

さとう のぶ ゆき
佐藤 信行

(1962年8月6日生)

再任

社外

独立役員

【略歴、当社における地位および担当】

1992年4月 中央大学法学部兼任講師
1995年4月 釧路公立大学経済学部専任講師
1997年4月 釧路公立大学経済学部助教授
2001年4月 尚美学園大学総合政策学部教授
2006年4月 中央大学大学院法務研究科教授 (現任)
2011年1月 中央大学副学長 (2014年11月退任)
2020年7月 中央大学副学長 (現任)
2021年4月 中央大学教育力研究開発機構長 (現任)
2022年6月 当社社外取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

中央大学大学院法務研究科教授
中央大学副学長
日本弁護士連合会外国法事務弁護士懲戒委員会委員
地方公共団体情報システム機構本人確認情報保護委員会委員長

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、大学教授、副学長として学校経営をする立場に加えて、地方自治体の情報システム導入や個人情報保護に関する教育研究実績および公職経験が豊富であります。また、当社の主要業務かつ今後の注力事業となる地方自治体向けの新たな各種情報処理 (ITサービス) 業を推進するうえで、大変重要な領域についての造詣が深く、当社においては、2022年度から社外取締役として、その経歴を通じて培った専門的見識に基づき、当社および当社グループの経営の適切な監督を行っております。今後も当社および当社グループの適切な監督を行なうと期待し、引き続き社外取締役としてご選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

候補者の兼職先である地方公共団体情報システム機構と当社との2025年度の取引額は、当社連結売上原価の0.1%未満です。また、候補者のその他各兼職先と当社との間には、取引および寄付の関係はなく、独立性は十分に確保されるものと判断しております。



候補者番号

5

もり さき
森 崎

たかし
孝

(1955年1月1日生)

再任

社外

独立役員

【略歴、当社における地位および担当】

- 1978年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
- 2008年4月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員
株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）常務執行役員
- 2010年5月 同行常務執行役員アジア本部長
- 2012年5月 同行専務執行役員市場部門長
- 2012年6月 同行専務取締役市場部門長
- 2012年7月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ常務執行役員
市場連結事業本部長
- 2014年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行副頭取
- 2016年10月 株式会社三菱総合研究所副社長執行役員
- 2016年12月 同社代表取締役社長
- 2021年12月 同社取締役会長（現任）
- 2023年6月 当社社外取締役（現任）

所有する当社株式数

0株

社外取締役在任期間

(本総会終結時) 3年

取締役会出席状況

12/12回 (100%)

【重要な兼職の状況】

- 株式会社三菱総合研究所取締役会長
- ノリタケ株式会社 社外取締役(監査等委員)
- 日本ビジネスシステムズ株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、長年にわたり金融機関、IT系シンクタンクおよびコンサルティングサービスの企業経営に携わり、当社においては、2023年度から社外取締役として、これまでの経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社および当社グループの経営の適切な監督を行っております。今後も当社および当社グループのガバナンスの高度化に向けた適切な監督を行なうと期待し、引き続き社外取締役としてご選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

候補者が取締役として在任している株式会社三菱総合研究所と当社との2025年度の取引規模は、売上高は当社連結売上高の0.4%未満、仕入高は当社連結売上原価の0.2%未満です。また、社外取締役として在任している日本ビジネスシステムズ株式会社と当社との2025年度の取引額は当社連結売上原価の0.5%未満です。したがって、同氏の独立性は十分に確保されるものと判断しております。



候補者番号

6

お ざ わ し げ と
尾 澤 重 知 (1975年4月19日生)

再任

社外

独立役員

【略歴、当社における地位および担当】

2004年 4月 早稲田大学 人間総合研究センター 助手
2005年 4月 安田女子短期大学 保育科 専任講師
2006年 4月 国立大学法人 大分大学 高等教育開発センター 講師
2007年10月 国立大学法人 大分大学 高等教育開発センター 准教授
2010年 4月 早稲田大学 人間科学学術院 准教授
2021年 4月 早稲田大学 人間科学学術院 教授（現任）
2025年 6月 当社社外取締役（現任）

所有する当社株式数

3株

社外取締役在任期間

(本総会終結時) 1年

取締役会出席状況

10/10回 (100%)

【重要な兼職の状況】

早稲田大学 人間科学学術院 教授

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、これまで大学講師、教授として大学においてコンピュータサイエンスの動向・適用分野についての研究に携わり、その技術・事業に関する専門的な知識・経験を有しております。これまでの経歴を通じて培われた専門的知識および経験に基づき当社および当社グループの新規ビジネス、ビジネス開発事業および経営の適切な監督を行なうと期待し、引き続き社外取締役としてご選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

候補者の兼職先と当社との間には、取引および寄付の関係はなく、独立性は十分に確保されるものと判断しております。



候補者番号

7

つつい さちこ
筒井 さち子

(1962年5月1日生)

再任

社外

独立役員

所有する当社株式数

0株

社外取締役在任期間

(本総会終結時) 1年

取締役会出席状況

10/10回 (100%)

【略歴、当社における地位および担当】

- 1989年 2月 X/OPENカンパニーリミテッド マーケティングマネジャー
- 1996年 8月 株式会社ガートナーグループ (現ガートナージャパン)プリンシパルアナリスト/コンサルタント
- 2001年 2月 ABNアムロ証券 証券アナリスト
- 2001年12月 UFJキャピタルマーケット証券株式会社 (現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 投資銀行本部 バイスプレジデント
- 2008年 8月 株式会社日立製作所 経営戦略統括本部 担当本部長
- 2023年 6月 株式会社タチエス 社外取締役 (現任)
- 2025年 6月 当社社外取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

株式会社タチエス 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、コンサルティング会社や投資銀行においてIT分野のアナリスト、コンサルタント、マーケティングに関わる業務に携わり、その後グローバル企業において、海外の事業開発やITサービス関連会社への経営支援、グループ子会社の経営等、企業経営に関する豊富な経験を有しております。これまでの経歴を通じて培われた豊富な経験および高い見識に基づき当社および当社グループの事業、経営の適切な監督を行なうと期待し、引き続き社外取締役としてご選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

候補者の兼職先と当社との間には、取引関係はなく、独立性は十分に確保されるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の村上 嘉奈子、佐藤 信行、森崎 孝、尾澤 重知および筒井 さち子の各氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、村上 嘉奈子、佐藤 信行、森崎 孝、尾澤 重知および筒井 さち子の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、各氏の選任がご承認いただいた場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
 4. 当社は、村上 嘉奈子、佐藤 信行、森崎 孝、尾澤 重知および筒井 さち子の各氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。各氏の選任がご承認いただいた場合、同契約を継続する予定であります。
 5. 当社は、服部 修治、村上 嘉奈子、佐藤 信行、森崎 孝、尾澤 重知氏および筒井 さち子の各氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、各氏の選任がご承認いただいた場合、同契約を継続する予定であります。また、沼崎 聡氏の選任がご承認いただいた場合、同氏との間で同契約を締結する予定であります。なお、当該補償契約の概要については、事業報告の会社役員に関する事項の補償契約の内容の概要等をご参照ください。
 6. 当社は、保険会社との間で当社取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約を継続し、その後更新する予定であります。各候補者の選任がご承認いただいた場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の概要については、事業報告の会社役員に関する事項の役員等賠償責任保険契約の内容の概要をご参照ください。

(ご参考) 本定時株主総会後の取締役のスキル・マトリックス

番 号	氏 名	当社に おける地位	知識・経験・能力等						
			企業経営	事業戦略	イノベーション 技術	営業 マーケティング	業界知識	財務 資本戦略	リスク管理 CG 法務
1	服 部 修 治	代表取締役	○	○	○	○	○		
2	沼 崎 聡	取締役		○		○	○	○	○
3	村 上 嘉 奈 子	社外取締役	○						○
4	佐 藤 信 行	社外取締役	○		○	○	○		○
5	森 崎 孝	社外取締役	○	○		○		○	○
6	尾 澤 重 知	社外取締役			○	○	○		○
7	筒 井 さ ち 子	社外取締役	○	○		○	○		
8	高 田 浩 二	監査等委員である 取締役	○	○		○	○		○
9	早 船 勝 利	監査等委員である 社外取締役	○	○				○	○
10	岩 尾 健 太 郎	監査等委員である 社外取締役	○				○	○	○

以上

事業報告

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期は「2026中期経営計画」の2年目として、前期に引き続き、「地方公共団体情報システムの標準化対応（自治体システム標準化対応）」、「次世代ソリューションの開発」、「事業基盤の拡充」の3本の柱を中心に事業を推進してまいりました。

当期は、自治体システム標準化対応において今後想定されるリスクを見込んだ計画・体制の大幅な見直し等の対応を行ったことにより、損失を計上することとなりましたが、これら取組みにより2026年度以降の財務リスク、事業遂行上の不確実性を減少させ、収益を拡大させるための事業構造を再構築いたしました。

また、当社におけるこれらの取組みや外部環境の変化を踏まえて、2026年度を初年度とする「2028中期経営計画」を新たに策定しております。

当期における各事業戦略の推進状況は、以下の通りです。

「自治体システム標準化対応」

当社におけるコア事業である公共分野においては、前期に引き続き、自治体システム標準化対応に注力してまいりました。国の定める標準に準拠した当社自治体向け行政システム「WebRings」の開発を完了し、2026年1月より順次お客様におけるご利用が開始しています。また、導入のピークを迎える当期は、品質の高度化ならびに万全な移行体制を構築すべく相当なコストを織り込み、2026年度以降の移行計画の見直しも行いました。

これらの取り組みの結果、当期では一過性の損失を計上することとなりましたが、2026年度以降の住民サービスに貢献する安心・安全なシステムの確実なご提供と、収益の拡大に向けた体制の強化を実現いたしました。

「次世代ソリューションの開発」

自治体システム標準化対応と並行して、標準化後の市場における競争力の強化を目的として、当社主力ソリューションである「WebRings」の次世代版（「次世代WebRings」）の開発を着実に進めてまいりました。「次世代WebRings」は2026年度より受注を開始する計画であり、新規のお客様への導入と、既存のお客様の取扱業務拡大の両面で導入を推進してまいります。

また、AI技術を活用したソリューションの開発においては、グループ全体で「AIエージェント機能」の研究・開発と各ソリューションへの実装を進めています。これにより、各自治体における行政事務のDX化に貢献する、付加価値の高いソリューションのご提供を推進してまいります。

「事業基盤拡充」

事業基盤の拡充では、主に「アライアンス推進」、「人材戦略」、「社内 I T 基盤強化」に取り組んでいます。

「アライアンス推進」では自社開発ソリューションのみならず、アライアンス先のソリューションを活用した顧客基盤の強化に向け、多様な事業者様との協業を進めております。当期は A I エージェント機能を活用したソリューション等のお客様へのご提案を開始しています。

「人材戦略」では、当期にエンジニアの専門性の評価を主軸とした人事制度の改定を行い、運用を開始しました。これにより、開発・事業戦略推進等の新たな成長ドライバーの強化に向けて各年代における人材開発・人材活用を推進しています。

「社内 I T 基盤の高度化」では、昨今のサイバーセキュリティリスクの高まりを受け、これらを低減するためのインフラ投資を行いました。また、生成 A I 技術の活用に向け、高品質・高付加価値なソリューションをより短期間で導入できる開発環境の構築を推進しています。

当期の売上高は366億16百万円と前期比9.7%の減収となりました。業種別連結売上高は下表のとおりです。公共分野につきましては、法制度改正案件の減収や自治体システム標準化対応の延伸及び次年度に本稼働を迎える移行案件に係る大幅な計画変更に伴う収益認識基準に基づく売上高の減少などにより、170億77百万円（前期比14.1%減）となりました。

民間分野につきましては、前期大型システム開発案件の反動減及びグループ会社におけるアウトソーシング事業の一部撤退に伴う減収などにより195億38百万円（同5.6%減）となりました。

商品・サービス別では、主に自治体システム標準化対応の延伸等によりシステム開発が減少し、グループ会社におけるアウトソーシング事業の一部撤退によりその他が減少しました。

損益面においては、各分野の減収影響や自治体システム標準化案件における原価率悪化及び最終損益悪化に伴う受注損失引当金の計上等により、営業損失は6億47百万円（前期は35億36百万円の営業利益）、経常損失は4億60百万円（同36億8百万円の経常利益）となりました。さらに、特別損失として標準化関連開発投資の回収不能による減損損失11億4百万円を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は18億43百万円（同24億36百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

【業種別連結売上高】

区 分	期 別	第 63 期 2024年度		第 64 期 2025年度		対前期 増減率 (%)
		売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
公	共	19,873	49.0	17,077	46.6	△14.1
民	間	20,689	51.0	19,538	53.4	△5.6
合	計	40,563	100.0	36,616	100.0	△9.7

(2) 設備投資等の状況

当期における設備投資等総額は9億65百万円であり、その主なものはセキュリティ対策を中心とする社内IT基盤の高度化投資であります。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき資金調達はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 61 期 2022年度	第 62 期 2023年度	第 63 期 2024年度	第 64 期 2025年度
売 上 高 (百万円)	42,404	40,557	40,563	36,616
経 常 利 益 (百万円)	3,882	2,732	3,608	△460
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	2,541	1,795	2,436	△1,843
1 株当たり当期純利益 (円)	122.20	86.33	117.13	△88.57
総 資 産 (百万円)	48,523	54,427	56,727	49,361
純 資 産 (百万円)	36,286	37,790	39,192	36,966
1 株当たり純資産 (円)	1,744.92	1,816.54	1,884.21	1,776.13

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)に基づき、また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)に基づき算出しております。

(5) 対処すべき課題

① 当社グループの経営環境について

2026年度以降も当社を取り巻く国内ITサービス業界全体は堅調な推移が予想され、特にDX投資需要やAIシステム市場は高い成長が見込まれています。国内市場の成長に伴いIT人材不足が顕在化する中、当社グループでは、生成AI等の各種技術の活用による高付加価値なサービス・ラインナップの充実と従来の労働集約型ビジネスからの進化、生産性の向上を目指したビジネスモデルの転換が必要であると認識しております。事業分野別では、公共分野では自治体システム標準化対応の着実な実行と、対応完了後のビジネス環境における競争力の強化が求められております。また、民間分野では従来の受託開発を中心とした事業展開から、幅広いお客様の課題解決に貢献するソリューションの拡充と、AI活用や機能別組織化等による更なる専門性・効率性の向上が求められています。

② 当社グループの経営戦略について

これらの経営環境認識のもと、当社では2026年度より、新たに「2028中期経営計画」をスタートさせまし

た。中期経営計画では、事業戦略の3つの柱として「地域DX戦略」、「自治体パッケージ戦略」、「ソリューションビジネス戦略」を掲げており、持続可能な社会の創造に貢献する「挑戦・進化し続ける」企業として、各種施策を推進してまいります。

【地域DX戦略】

事業戦略の第一の柱は、新たなビジネス領域の創造を目指す「地域DX戦略」です。ここでは、当社の公共分野と民間分野の双方の領域にまたがるお客様のニーズに着目し、当社の強みである福祉ドメインを起点としたITコンサルティングやソリューションの提供を推進します。とりわけ、国が注力する子ども子育て、介護、福祉相談等を注力領域とし、他業種とのアライアンスを含めて自治体・民間事業者の垣根を超えたビジネスの創出と、当社における新たな中核事業の形成を目指します。

【自治体パッケージ戦略】

事業戦略の第二の柱は、自治体システム標準化対応後を見据えた公共分野の戦略である「自治体パッケージ戦略」です。ここでは、当社主力ソリューションであるWebRingsの次世代版や、各種の自治体向けソリューションを成長ドライバーとして、付加価値の高いサービス提供によるLTV（顧客生涯価値）の向上、新規自治体・取扱業務の拡大による収益の拡大を目指します。また、ソリューション開発とお客さまへの導入プロセスの一体化やAI活用等による利益率向上にも取り組んでまいります。

【ソリューションビジネス戦略】

事業戦略の第三の柱は、民間分野におけるビジネスモデル変革を柱とした「ソリューションビジネス戦略」です。ここでは、従来の個々のお客様のニーズへの適合を目指した受託開発を中心とするビジネスモデルから、当社の持つ知見や経験に基づいて開発したソリューションを広範なお客様に提供するモデルへの早期転換を図ることで収益の拡大を目指します。また、運用・保守業務の機能別組織化による専門性向上と利益率の向上にも取り組んでまいります。

また、事業基盤・経営基盤の強化については、AIを活用した「事業基盤強化」や持続的な企業価値向上に向けた「サステナブル経営」にも引き続き、取り組んでまいります。

【事業基盤強化】

昨年度までに整備を進めてまいりましたAIを活用した開発環境を活用することにより、当社グループの業務高度化を図り、更なる品質向上や生産性向上に取り組みます。また、他社ソリューションの活用等による「アライアンス戦略」を推進し、顧客価値の最大化に取り組むことで顧客基盤を強化してまいります。

【サステナブル経営】

価値創造の源泉である「人材」を最大の経営資源と位置づけ経営戦略・事業戦略と連動した「人的資本投資」を推進し、事業戦略に紐づいた育成プランの策定や最適な人材配置、次世代リーダーの早期選抜を目的

とした戦略的ローテーション、ならびに多彩なプロフェッショナル人材を含む採用活動の強化などに取り組んでまいります。

(6) 主要な事業内容

当社の主な事業内容は以下のとおりです。

分野	事業内容
公共分野	地方自治体および周辺関連業務の効率化ならびに地域住民サービスの向上を実現するため、行政システム（WebRings）や多様化する住民ニーズに応える各種サービスを提供する事業
民間分野	金融機関、流通業や製造業、サービス業などのさまざまな分野のニーズや課題に対して、コンサルティングから開発、保守・運用、アウトソーシングサービスにいたるまで幅広いサービスを提供する事業

(7) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況は、次のとおりであります。

会社名	当社の持株比率 (%)	主要な事業内容
株式会社アイネス総合研究所	100.0	社会イノベーションに関する調査研究、新規事業企画、ビジネスモデル革新に関する調査研究、技術動向調査等専門サービスの提供
株式会社アイネスリレーションズ	100.0	情報サービス業（BPOサービス、運用サービス、システムソリューションの提供）
株式会社アイネステクノロジーズ	100.0	クラウドサービス、AWSサーバ設計構築／運用監視サービス（マネージドサービス）、サイネージサービス、IT端末ライフサイクルサービス
株式会社アイネス総合サービス	100.0	アイネスグループ内のシェアードサービス事業、コーポレートサポートサービス事業

(注) 当社の持株比率は、議決権の数に基づき算出しております。

(8) 主要な事業所

① 当社の主要拠点 (2026年4月1日現在)

名 称	所 在 地
本社	東京都中央区
八重洲オフィス	
晴海オフィス	
新宿オフィス	東京都新宿区
池袋オフィス	東京都豊島区
北海道支店	北海道札幌市
東日本支社	宮城県仙台市
中部支社	愛知県名古屋市
関西支社	大阪府大阪市
中国支店	広島県広島市
西日本支社	福岡県福岡市

② 子会社の主要拠点

会 社 名	所 在 地
株式会社アイネス総合研究所	東京都中央区
株式会社アイネスリレーションズ	
株式会社アイネステクノロジーズ	
株式会社アイネス総合サービス	

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1,204名	43名 減

(10) 主要な借入先

借 入 先	当 期 末 借 入 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	37億49百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 175,477,400株
- (2) 発行済株式の総数 20,900,000株 (うち自己株式 87,301株)
- (3) 株主数 4,803名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社三菱総合研究所	4,052	19.46
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,903	9.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,832	8.80
AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC	1,274	6.12
アイネスグループ社員持株会	883	4.24
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JA SDEC/JANUS HENDERSON HORIZON FUND	748	3.59
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	554	2.66
株式会社三菱UFJ銀行	514	2.47
LIM JAPAN EVENT MASTER FUND	384	1.84
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	348	1.67

(注) 持株比率は、自己株式を控除した株式数 (20,812,699 株) により算出しております。

(5) 当期中に職務執行の対価として交付した株式の状況

	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	5,755	4

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年4月30日の取締役会決議に基づき、取締役 (監査等委員および社外取締役を除く) および執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式 (13,248株) の処分を行いました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	服 部 修 治	社長
代 表 取 締 役	塚 原 進	専務執行役員
取 締 役	鈴 木 玲 子	株式会社アイネス総合研究所 所長
取 締 役	村 上 嘉 奈 子	のぞみ総合法律事務所 パートナー 新生信託銀行株式会社 社外監査役 株式会社コシダカホールディングス 社外取締役(監査等委員)
取 締 役	佐 藤 信 行	中央大学 大学院法務研究科 教授 中央大学 副学長 日本弁護士連合会外国法事務弁護士懲戒委員会 委員 地方公共団体情報システム機構本人確認情報保護委員会 委員長
取 締 役	森 崎 孝	株式会社三菱総合研究所 取締役会長 ノリタケ株式会社 社外取締役(監査等委員) 日本ビジネスシステムズ株式会社 社外取締役
取 締 役	尾 澤 重 知	早稲田大学 人間科学学術院 教授
取 締 役	筒 井 さ ち 子	株式会社タチエス 社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	高 田 浩 二	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	早 船 勝 利	y k r アカウンティングアドバイザリー合同会社 代表社員
取 締 役 (監 査 等 委 員)	岩 尾 健 太 郎	

- (注) 1. 取締役の村上 嘉奈子、佐藤 信行、森崎 孝、尾澤 重知および筒井 さち子の各氏ならびに取締役(監査等委員)の早船 勝利および岩尾 健太郎の各氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)の早船 勝利および岩尾 健太郎の各氏は、公認会計士として、長年にわたる経験と知見を有しております。
3. 当社は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため常勤の監査等委員を選定しております。

4. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。
 - ①2025年6月25日開催の第63回定時株主総会の終結の時をもって、取締役の金 群氏は任期満了により退任し、同定時株主総会において、新たに、尾澤 重知氏および筒井 さち子氏が取締役に選任され、就任いたしました。
 - ②2025年6月25日開催の第63回定時株主総会の終結の時をもって、取締役(監査等委員)の大利 一雅、友田 和彦および芳賀 良の各氏は任期満了により退任し、同定時株主総会において、新たに、岩尾 健太郎氏が取締役(監査等委員)に選任され、就任いたしました。
 - ③2025年6月25日開催の第63回定時株主総会の終結の時をもって、取締役である高田 浩二氏は任期満了により退任し、同定時株主総会において、取締役(監査等委員)に選任され、就任いたしました。
5. 当社は、社外取締役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、当社の社外取締役の独立性については、同取引所の独立性基準と同一の基準で判断しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各監査等委員である取締役との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、各取締役との間で、会社法第430条の2第1項に定める補償契約を締結しております。

①当該取締役の氏名

服部 修治氏、塚原 進氏、鈴木 玲子氏、村上 嘉奈子氏、佐藤 信行氏、森崎 孝氏、尾澤 重知氏、筒井 さち子氏、高田 浩二氏、早船 勝利氏、岩尾 健太郎氏

②当該補償契約の内容の概要

会社法第430条の2第1項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、補償対象者がその職務を行うにつき悪意または重大な過失があったことにより損害を賠償する責任を負う場合における当該損害に係る賠償金等については補償の対象としないこととしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

①当該保険契約の被保険者の範囲

当社および子会社の取締役、監査役および執行役員

②当該保険契約の内容の概要

被保険者が会社役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによって被保険者が被る損害を填補するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

(5) 取締役の報酬等

① 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に関する事項

当社は、2024年5月22日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであるものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

・取締役（監査等委員である取締役を除く）個々の職責に応じた適正かつ適切な対価とし、また、当社グループの短期および中長期の業績向上と持続的な企業価値向上に向け動機づけとなる報酬体系および報酬水準とする。

・株主との利害共有を図り、説明責任が果たせる透明性・公正性・合理性が確保された報酬体系および報酬決定手続きとする。

・報酬体系および報酬水準については、経営者として、当社グループの持続的な企業価値向上に貢献し、また、当社コーポレート・ガバナンスに資する優秀な人材を登用できることを勘案する。

b. 基本報酬の額、報酬を与える時期等の決定に関する方針

基本報酬は、その職責に応じた職務執行の対価として固定額を毎月支給する。

c. 業績連動報酬に係る業績指標の内容および額の算定方法、報酬等を与える時期等の決定に関する方針
業績連動報酬は、単年度の業績指標として各事業年度の連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益等の業績および各種経営指標の実績に連動して算出された額を賞与として、毎年6月に支給する。

d. 非金銭報酬の内容および数の算定方法、報酬等を与える時期等の決定に関する方針

非金銭報酬は、株式報酬とし、次の1種類の譲渡制限付株式について、任期の開始月の翌月に支給する。

・勤務条件付譲渡制限付株式

株主の視点に立ち、持続的な企業価値向上に向けたインセンティブとして、一定期間、取締役（監査等委員である取締役を除く）であることを譲渡制限解除の条件として、当該期間に応じた株数を支給する。

e. 基本報酬の額、業績連動報酬の額または非金銭報酬の額の取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

代表取締役および業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬である株式報酬の三種類で構成する。

社外取締役は、業務執行から独立した立場で経営の監督・助言を行うという観点から、基本報酬のみとする。

代表取締役および業務執行取締役の種類別の報酬割合

基本報酬	業績連動報酬	株式報酬	報酬計
60% (65%)	30% (25%)	10%	100%

(注) 業績連動報酬は、当該期の業績（連結当期純利益等）に応じて、基準額の0～200%のレンジで決定する。()は取締役執行役員の場合の報酬割合。

f. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

・社外取締役を主体に構成する指名報酬委員会が、報酬の妥当性等を検証することにより客観性・合理性を確保するとともに、経済情勢、当社業績または他社報酬水準等の動向を踏まえて、報酬体系および報酬水準を随時見直すものとする。

・取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額は、あらかじめ指名報酬委員会にて役員区分毎に策定された算定基準に基づき算定され、それらの報酬額の決定は、同委員会にて審議の上、その結果は取締役会に回答され、取締役会は、それらの回答内容に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個別の報酬額を決定する。

② 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	146,246 (40,506)	98,571 (40,506)	38,050 (-)	9,625 (-)	10 (6)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	39,624 (20,754)	39,624 (20,754)	-	-	6 (4)

- (注) 1. 上記の取締役(監査等委員を除く)の員数は、当期末日時点の取締役の員数8名(うち社外取締役5名)と相違しておりますが、これは、上記員数には、2025年6月25日開催の当社第63回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名(うち社外取締役1名)が含まれていることによるものであります。
2. 上記の取締役(監査等委員)の員数は、当期末日時点の取締役(監査等委員)の員数3名(うち社外取締役2名)と相違しておりますが、これは、上記員数には、2025年6月25日開催の当社第63回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名(うち社外取締役2名)が含まれていることによるものであります。
3. 監査等委員会設置会社移行後の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の総額は、2023年6月23日開催の第61回定時株主総会において、取締役(社外取締役および監査等委員である取締役は除く)に付与する株式報酬の額として、上記の取締役報酬等の総額の範囲内で、勤務条件付譲渡制限付株式および業績条件付譲渡制限付株式について、それぞれ、年額45百万円以内、株式数の上限として、それぞれ、年60,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役および監査等委員である取締役は除く)の員数は4名です。監査等委員である取締役の報酬の総額は、2023年6月23日開催の第61回定時株主総会において年額72,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職する法人等	兼職内容
社外取締役	村上 嘉奈子	のぞみ総合法律事務所	パートナー
		新生信託銀行株式会社	社外監査役
		株式会社コシダカホールディングス	社外取締役(監査等委員)
	佐藤 信行	中央大学大学院法務研究科	教授
		中央大学	副学長
		日本弁護士連合会外国法事務弁護士懲戒委員会	委員
		地方公共団体情報システム機構本人確認情報保護委員会	委員長
	森崎 孝	株式会社三菱総合研究所	取締役会長
		ノリタケ株式会社	社外取締役(監査等委員)
		日本ビジネスシステムズ株式会社	社外取締役
	尾澤 重知	早稲田大学 人間科学学術院	教授
	筒井 さち子	株式会社タチエス	社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	早船 勝利	ykr アカウンティングアドバイザー合同会社	代表社員
	岩尾 健太郎		

- (注) 1. 森崎 孝氏の兼職先である株式会社三菱総合研究所は、当社のその他の関係会社であり、当社と同社との間には業務資本提携契約に基づくシステム提供サービスに関連する取引があります。また、同氏の兼職先である日本ビジネスシステムズ株式会社との間には、ハードウェア・ソフトウェア等の販売に関する取引があります。
2. その他の各兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当期における主な活動状況

社外取締役

氏 名	取締役会の出席および発言状況ならびに期待される役割に関して行った職務の概要
村上 嘉奈子	当期に12回開催した取締役会に全て出席し（出席率100%）、弁護士として企業のリスク管理、コンプライアンス等の業務に携わっており、他社の社外監査役等の立場から企業経営に対する監督を行うことにより培った専門的な見識に基づき、議題や審議事項につき適宜発言・提言を行っております。その他、指名報酬委員会の委員を務め、経営会議等の当社の会議体に参加し、専門的な見識に基づく助言や意見を述べられることにより、当社経営の適切な監督および企業価値の向上に重要な役割を果たしております。
佐藤 信行	当期に12回開催した取締役会に全て出席し（出席率100%）、地方自治体の情報システム導入や個人情報保護に関する教育研究実績および公職経験、また、当社の主要業務かつ今後の注力事業となる地方自治体向けの新たな各種情報処理（ITサービス）業を推進するうえで、大変重要な領域についての造詣が深く、その経歴を通じて培った専門的な見識に基づき、議題や審議事項につき適宜発言・提言を行っております。その他、指名報酬委員会の委員を務め、専門的な見識に基づく助言や意見を述べられることにより、当社経営の適切な監督および企業価値の向上に重要な役割を果たしております。
森 崎 孝	当期に12回開催した取締役会に全て出席し（出席率100%）、長年にわたり金融機関、IT系シンクタンクおよびコンサルティングサービスの企業経営に携わった経営の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、議題や審議事項につき適宜発言・提言を行っております。その他、指名報酬委員会の委員を務め、経営の専門家としての高い見識や豊富な経験に基づく助言や意見を述べられることにより、当社経営の適切な監督および企業価値の向上に重要な役割を果たしております。
尾 澤 重 知	当期に新たに就任し、就任後10回開催した取締役会に全て出席し（出席率100%）、長年にわたり大学においてコンピュータサイエンスの動向・適用分野についての研究に携わることにより培った技術・事業に関する専門的な知識・経験に基づき、議題や審議事項につき適宜発言・提言を行っており、当社経営の適切な監督および企業価値の向上に重要な役割を果たしております。
筒井 さち子	当期に新たに就任し、就任後10回開催した取締役会に全て出席し（出席率100%）、コンサルティングやグローバル企業での豊富な経営経験に加え、他社社外取締役として培った専門的な見識に基づき、議題や審議事項につき適宜発言・提言を行っており、当社経営の適切な監督および企業価値の向上に重要な役割を果たしております。

社外取締役(監査等委員)

氏名	取締役会および監査等委員会の出席および発言状況 ならびに期待される役割に関して行った職務の概要
早 船 勝 利	<p>当期に12回開催した取締役会に全て出席し（出席率100%）、また当期に13回開催した監査等委員会に全て出席し（出席率100%）、公認会計士として財務会計に精通しており、長年にわたり監査法人において多数の上場企業の監査に関与され、その経歴を通じて培った専門的見識をもって、適宜発言を行っております。その他、指名報酬委員会の委員を務め、経営会議等の当社の会議体に参加し、専門的な見識に基づき投資家目線での助言や意見を述べられることにより、当社経営の適切な監督および企業価値の向上に重要な役割を果たしております。</p>
岩 尾 健 太 郎	<p>当期に新たに就任し、就任後10回開催した取締役会に全て出席し（出席率100%）、また就任後10回開催した監査等委員会に全て出席し（出席率100%）、公認会計士として財務会計に精通しており、長年にわたり監査法人において多数の上場企業の監査に関与され、その経歴を通じて培った専門的見識をもって、適宜意見を述べられており、当社経営の適切な監督および企業価値の向上に重要な役割を果たしております。</p>

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

① 当期に係る会計監査人としての報酬等

49,454千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

49,454千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する監査の報酬等の額を区別しておらず、また実質的にも区別できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠などが適切かどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告するものといたします。

また上記の場合の他、監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に関する状況等を勘案し、必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会はその決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(注) 本事業報告に記載の金額、株式数および比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(22,217)	流動負債	(6,930)
現金及び預金	8,487	買掛金	2,612
売掛金及び契約資産	12,574	1年内返済予定の長期借入金	833
有価証券	100	未払費用	815
仕掛品	282	未払法人税等	91
原材料及び貯蔵品	81	未払消費税等	108
前払費用	572	前受金	184
その他	132	賞与引当金	947
貸倒引当金	△ 13	役員賞与引当金	114
固定資産	(27,143)	受注損失引当金	488
有形固定資産	(11,318)	資産除去債務	8
建物及び構築物	5,110	その他	726
工具、器具及び備品	907	固定負債	(5,464)
土地	5,299	長期借入金	2,916
無形固定資産	(3,369)	役員退職慰労引当金	23
ソフトウェア	3,346	退職給付に係る負債	1,622
その他	22	資産除去債務	143
投資その他の資産	(12,455)	その他	759
投資有価証券	7,824	負債合計	12,395
長期前払費用	381	(純資産の部)	
繰延税金資産	3,126	株主資本	(35,849)
その他	1,122	資本金	15,000
資産合計	49,361	資本剰余金	10,108
		利益剰余金	10,847
		自己株式	△ 106
		その他の包括利益累計額	(1,116)
		その他有価証券評価差額金	343
		退職給付に係る調整累計額	773
		純資産合計	36,966
		負債及び純資産合計	49,361

連結損益計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	36,616
売上原価	31,253
売上総利益	5,362
販売費及び一般管理費	6,010
営業損失(△)	△647
営業外収益	261
受取利息	39
受取配当金	63
不動産賃貸料	25
受取補償金	90
保険配当金	8
その他	34
営業外費用	74
支払利息	55
不動産賃貸費用	7
事務所移転費用	7
その他	4
経常損失(△)	△460
特別利益	6
役員権売却益	6
特別損失	1,190
固定資産除却損	10
投資有価証券償還損	76
減損損失	1,104
税金等調整前当期純損失(△)	△1,645
法人税、住民税及び事業税	196
法人税等調整額	1
当期純損失(△)	△1,843
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△1,843

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(16,944)	流動負債	(5,753)
現金及び預金	3,710	買掛金	2,348
売掛金及び契約資産	11,577	1年内返済予定の長期借入金	833
有価証券	100	未払費用	606
仕掛品	273	未払法人税等	85
原材料及び貯蔵品	81	前受金	127
前払費用	590	預り金	285
未収入金	507	賞与引当金	668
その他	115	役員賞与引当金	93
貸倒引当金	△ 12	受注損失引当金	488
固定資産	(26,101)	資産除去債務	8
有形固定資産	(10,941)	その他	207
建物	5,006	固定負債	(5,152)
工具、器具及び備品	635	長期借入金	2,916
土地	5,299	退職給付引当金	2,094
無形固定資産	(3,351)	役員退職慰労引当金	15
電話加入権	16	資産除去債務	114
ソフトウェア	3,332	その他	11
その他	2	負債合計	10,905
投資その他の資産	(11,808)	(純資産の部)	
投資有価証券	6,580	株主資本	(31,753)
関係会社株式	1,089	資本金	(15,000)
長期前払費用	305	資本剰余金	(10,108)
繰延税金資産	2,837	資本準備金	3,750
敷金及び保証金	955	その他資本剰余金	6,358
施設利用会員権	40	利益剰余金	(6,752)
その他	0	その他利益剰余金	(6,752)
資産合計	43,046	繰越利益剰余金	6,752
		自己株式	(△ 106)
		評価・換算差額等	(387)
		その他有価証券評価差額金	387
		純資産合計	32,140
		負債及び純資産合計	43,046

損益計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	27,185
売上原価	24,298
売上総利益	2,887
販売費及び一般管理費	5,286
営業損失(△)	△2,399
営業外収益	745
受取利息	27
受取配当金	563
不動産賃貸料	25
受取補償金	90
保険配当金	8
その他	29
営業外費用	66
支払利息	55
不動産賃貸費用	7
その他	4
経常損失(△)	△1,720
特別利益	6
役員権売却益	6
特別損失	1,181
固定資産除却損	0
投資有価証券償還損	76
減損損失	1,104
税引前当期純損失(△)	△2,894
法人税、住民税及び事業税	△478
法人税等調整額	60
当期純損失(△)	△2,477

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社 アイネス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村 裕輔
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 飯田 昌泰
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイネスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイネス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規程を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

株式会社 アイネス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 中村 裕輔
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 飯田 昌泰
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイネスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

株式会社アイネス 監査等委員会

監査等委員 高田 浩二

監査等委員 早船 勝利

監査等委員 岩尾 健太郎

(注) 監査等委員の早船勝利及び岩尾健太郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上